

成年後見活動における独立型社会福祉士の ソーシャルワーク実践について

On Social Work Practice by Self-employed Social Workers about Adult Guardianship Activities

小川 幸裕

I. はじめに

1. 研究の背景

成年後見制度は、社会福祉サービスの利用が措置制度から契約制度に転換し、判断能力の不十分な高齢者や障害者などの権利を擁護するための法的な支援システムとして2000年に創設された。成年後見制度が創設される以前は、禁治産・準禁治産者制度が運用されてきたが、制度上の課題が多く活用件数も少なかった。課題として第1に、「禁治産」という財産を治めることを禁じられた人という表現が人権抑圧的であること、第2に禁治産と準禁治産の2類型であったため軽度の認知症などは対象にならず保護できなかったこと、第3に身寄りのない場合は検察官に申立権が付与されていたが機能していなかったこと、第4に戸籍への記載が行われ戸籍を汚したくないという家族の意識が強く働くこと等があげられる（新井 1990、松津 1998）。このように、禁治産・準禁治産者制度は、民法が制定された当時の家制度における財産保護を主な目的としていたものといえる。また、後見人として本人の財産を自由にしたいと考える者や本人の財産を維持したいという相続人からの申し出など、「活用ではなく悪用されるケースが少なくなった」（床谷 2001:54）ことから、制度の見直しが求められていた。この

ような経緯の中、成年後見制度は①自己決定の尊重、②残存能力の活用、③ノーマライゼーションという理念と従来の「本人の保護」の理念との調和を図った制度として誕生した。

最高裁判所事務総局家庭局『成年後見関係事件の概況』によると、申立て件数（単年度）は2000年度に9007件であったのが2016年度には34249件と約4倍に増加している（最高裁判所事務総局家庭局 2001、2017）。しかし、成年後見制度の利用対象となりうる認知症高齢者・知的障害者・精神障害者は約836万人と推計され、そのうち実利用者数はわずか2%にすぎないことから成年後見人等の担い手が大きく不足している（小野 2014）。成年後見人等の担い手は、2000年には親族後見人が90.9%と全体の約9割を占めていたが、2016年には親族後見人は28.1%と3割を下回り、専門職後見人が64.4%と約6割を占め専門職後見人が主要な担い手となっている。専門職後見人の内訳は、2002年では弁護士762件（50.0%）、司法書士621件（40.7%）、社会福祉士142件（9.3%）と社会福祉士は1割にも満たない状況であったが、2016年では司法書士9408件（42.1%）、弁護士8048件（36.0%）、社会福祉士3990件（17.9%）であった。弁護士が割合を減らすなか司法書士と社会福祉士が増やしており、社会福祉士は約2倍に増加している（最高裁判所事務総局家庭局 2003、

2017)。

社会福祉士の受任件数が増加している理由として、申立て動機として社会福祉士が後見活動で重点を置いている身上監護の割合が17.9% (2000年) から29.1% (2016年) に増加していることが考えられる。社会福祉士が選任される事案は、社会福祉機関等と折衝する必要がある場合などが多く、社会福祉士としての専門性を発揮することが期待されている場合が多い (吉川 2013)。また、身寄りが無い人や親族関係が途絶えている人、虐待等の問題があるといった理由から申立てに至ることが多い市町村長申立ての件数も増加している。市町村長申立ては2000年に0.5%であったのが2016年には18.8%と大きく増加し、社会福祉士が受任している割合では37.4%と約4割にのぼる (日本社会福祉士会 2016)。市町村長申立ては、福祉ニーズが高く社会福祉士への受任要請につながっている (日本社会福祉士会 2013)。これは、老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2によって市町村長申立てが導入され、高齢者虐待の防止等に関する法律第28条、生活保護法第81条、成年後見制度利用支援事業において成年後見制度の利用が求められたことから、判断能力の不十分な人の権利を擁護する社会資源として成年後見制度の活用が定着してきていることが考えられる。財産管理だけでなく身上監護に重点を置いた後見活動によって、「虐待や消費者被害などの深刻な権利侵害にあった判断能力が不十分な本人の被害回復や救済を目的に成年後見制度は活用されている」 (鶴浦 2013: 120)。

虐待や低所得の案件における被後見人は、判断能力の不十分な人のなかでも権利侵害を受けやすい状況にある。そのため、法律行為に加えて、本人が意思を表現し残存能力を活用できるような環境を整備することで、本人の意思が尊重された生活を支えることができ

る (上山 2000)。このような環境整備が求められる事案にはソーシャルワークを専門とする社会福祉士による後見活動が有効と考えられる。池田 (2002: 53) は、「生活全体を見直し被後見人の福祉面を考える身上監護事項が重要となる」と述べており、社会福祉士会をはじめ社会福祉関係者は成年後見制度を積極的に推進する立場をとり、専ら「身上監護」を根拠として、事実行為を含む広範な「権利擁護」のための実践活動を積み重ねてきている (小賀野等 2013)。

成年後見の事務は財産管理と身上監護に大別され、成年後見人等の身上監護の職務範囲の適用には、①本人の身上に関する契約 (介護、住居、施設入所、医療、教育リハビリに関する契約、解除、費用の支払い)、②見守り (本人の心身の状態や生活状況の見守り)、③法律行為としての異議申立て (不服申立て等の法律行為)、④アドボカシー活動 (本人の要望等の代弁) が含まれる (鶴浦 2009)。身上監護の職務範囲の中にはソーシャルワーカーの基本的な機能としてとらえられてきたアドボカシーが含まれている。アドボカシーは、「弁護」「代弁」という「守る」という受動的な意味だけでなく、①発見、②調整、③介入、④対決、⑤変革の一連のプロセスを含む概念であり、積極的な実践内容を含んでいる (秋山 1999)。また、鶴浦など (2005: 2) は、アドボカシーとは「本人に代わって意見を主張するだけでなく、本人と本人を取り巻く環境との間に相互作用を生み出すこともその目的のうちに含んでいる」とし「利用者本人の主張が環境の側にうまく伝わるようにして、そして環境の側の主張が利用者に伝わるようにし、問題解決に向けた相互作用を両者に生み出す」と述べている。つまり、後見活動において期待されるアドボカシーは、被後見人の代弁だけでなく被後見人の意思が尊重された生活の実現に向けた環境への働きかけを含むと考えられる。しかし、飯村 (2015:

90) は、成年後見制度においては、「個人の代弁機能としてのアドボカシーが位置づけられているが、社会に対する働きかけ、すなわちソーシャルアクションと結びつけた利用者の権利獲得に尽力する機能などが包含されているとは言い難い」と述べている。このように社会福祉士が受任している案件には、成年後見制度で規定される法律行為に加え、ソーシャルワーク機能を発揮して被後見人にアプローチすることが求められている。

このような中、既存組織から独立し地域を基盤にソーシャルワークを展開する独立型社会福祉士による成年後見活動の広がりがみられる(小川 2013)。高良(2010a:209)は、組織や機関に所属する勤務型社会福祉士(以下、勤務型社会福祉士)との比較から「独立型社会福祉士の最大の独自性は、実践において非常に高い自律性を確保できる状態にあること」と述べている。独立型社会福祉士は、既存の福祉関係組織から独立し高い自律性を確保することで、「つながる・つなぐ支援、包括的支援、柔軟・迅速対応、継続的支援、問題の顕在化と制度改善を特徴とする支援」(高良 2010 b : 14) を可能としている。

高い自律性を確保した環境で活動が可能な独立型社会福祉士は、勤務型社会福祉士が後見活動を行う上で課題となっている時間的制約やロイヤリティのジレンマの影響を受けにくく、社会福祉士に期待される法律行為に関わるソーシャルワーク機能を発揮しやすい事業形態であると考えられる。

独立型社会福祉士の活動は相談援助をはじめ介護保険制度等に規定されるサービス提供、スクールソーシャルワーク、各種委員など多様であるが、成年後見活動に関する取り組みを中心とした活動が多い(小川 2013)。しかし、これまでの研究は、独立型社会福祉士が果たしている役割や課題に関する研究(小川 2008、太田など 2010、高木 2011、長澤 2012、田村 2016)、研修プログラムや

開業システムの構築に関する研究(小榮住 2013、伊藤 2015)、ソーシャルアクションに関する研究(高良 2015、小川2015 2017)などが多く独立型社会福祉士による後見活動に焦点を当てた研究は少ない。また、成年後見制度とソーシャルワークに関する研究では成年後見制度の理念とソーシャルワークの原理・原則に近いことを理由に財産管理に加え身上監護の充実に向けた後見活動におけるソーシャルワークの可能性や必要性について検討したものが多い(福島1999、鎌田2000、岩田2003、若杉2005、馬場2006、岩崎2006、池田2007、齋藤 2013)。近年は、鶴浦(2009、2011、2013)や岩間(2011a)らが、ソーシャルワーカーが社会資源として成年後見制度を活用することでソーシャルワーク機能が強化されることを報告している¹⁾。しかし、これまでの研究では、社会福祉士が後見活動においてソーシャルワークの必要性をどのように認識しソーシャルワーク機能を発揮しているかは検討されていない。

2. 研究の目的

社会福祉士には後見活動において法律行為に関わるソーシャルワーク機能の発揮が期待される。本研究では社会福祉士が自律性が確保された活動環境で後見活動をとおしてソーシャルワークの必要性をどのように認識し、法律行為に関わるソーシャルワーク機能の発揮を行っているのか、独立型社会福祉士の成年後見活動の分析から明らかにすることを目的とする。なお本研究は博士論文として執筆をまとめている「社会福祉士の専門性に関する研究—独立型社会福祉士による成年後見制度におけるソーシャルワークプロセスの分析—」に関する研究の一環として位置づけている。

本研究における独立型社会福祉士とは、日本社会福祉士会の「独立型社会福祉士とは、地域を基盤として独立した立場でソーシャルワークを実践するものであり、ソーシャル

ワークを実践するにあたって、①職業倫理と十分な研修と経験を通して培われた高い専門性にもとづき、②あらかじめ利用者と締結した契約に従って提供する相談援助の内容及び、その質に対し説明責任を負い、③相談援助の対価として直接的にもしくは第三者からの報酬を受ける者をいう」（日本社会福祉士会 2006：17）の定義を用い、かつ独立型社会福祉士名簿に登録している者とする。

II. 研究の視点および方法

1. 調査協力者

本研究の調査対象者は、独立社会福祉士の事業形態のなかでも自律性がより高いと思われる個人事務所で活動し、後見活動およびソーシャルワーク実践に関する経験があることが必要であると考えた。そこで調査協力者は、2007年から2017年の間にインタビュー調査を行った97名の独立型社会福祉士のうち、①個人事務所を開設し活動していること、②調査時において法定後見を5件以上受任していること、③独立型社会福祉士としての活動年数が3年以上であること、④独立型社会福祉士の名簿登録者であることの4つの要件を満たす独立型社会福祉士46名とした（表1）。

2. 調査方法

調査は調査協力者の実践地域を訪問し事務所などで行った。インタビューは、半構造化インタビューを用いた。インタビューの内容は、「独立プロセス」「現在の実践内容と課題」「今後の展望」などを中心にインタビューした。不明確な点は確認したが、話の流れを重視するよう意識して行った。インタビューはそれぞれ、1回1時間半から2時間実施し、2007年8月から2017年2月の期間に実施した。すべてのインタビューはICレコーダーで録音した。

3. 分析方法

データは修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ（以下、M-GTA）を用いて分析を行った。分析方法にM-GTAを用いた理由は、M-GTAがデータの切片化を行わず文脈依存的なプロセスを明らかにするためには適応性が高いことに加え、分析を行った調査協力者の職域がヒューマンサービス領域であることや成年後見活動における関係職種・組織との相互関係性の視点を重視すること、結果は概念とカテゴリー（複数の概念のまとまり）の統合された関係として全体の相関図を示すため（木下 2007）、独立型社会福祉士による後見活動におけるソーシャルワーク機能の発揮プロセスを明らかにする本研究の目的に有効と考えたためである。

録音をしたデータはすべて逐語録に起こし、それを基に時系列に沿って活動や意識の変化を整理した。また、作業効率を高めるため質的データ分析ソフトMaxqda12を使用した。分析は1行ずつ読みままとまりごとにコード化を行い共通する概念名を生成した。そして、概念名、定義、コードとデータの一部、解釈を記載し、概念生成と解釈を繰り返し分析ワークシートとしてまとめ、概念のまとまりをカテゴリーとして形成した。そして理論飽和化に到達した段階で、概念およびカテゴリーの関連性を全体関連図に書きだした。最終的に、データから概念とカテゴリーがこれ以上生成されないことを確認し分析を終えた。

4. 倫理的配慮

本研究では、インタビューを依頼する際には調査の目的を伝えるとともに、可能な限り事前にインタビューの依頼文書をはじめ質問項目やこれまでの調査結果などを送付し調査内容について確認をとった。また、インタビューの際には、再度研究の目的および話せる範囲で構わないこと、プライバシーの厳守

表1 調査協力者

No.	性別	年齢	活動年数	受任件数
1	男性	50代	8年	5件
2	女性	50代	6年	5件
3	男性	60代	4年	7件
4	女性	40代	9年	7件
5	男性	40代	3年	11件
6	女性	40代	9年	5件
7	女性	40代	9年	5件
8	男性	60代	4年	7件
9	男性	40代	5年	7件
10	男性	40代	8年	7件
11	男性	40代	7年	6件
12	男性	60代	8年	7件
13	男性	50代	8年	16件
14	男性	50代	8年	23件
15	男性	60代	6年	15件
16	女性	60代	11年	15件
17	男性	60代	10年	6件
18	男性	40代	7年	15件
19	男性	50代	8年	11件
20	男性	40代	10年	11件
21	女性	60代	3年	15件
22	男性	50代	6年	18件
23	女性	50代	6年	10件
24	男性	50代	6年	20件
25	女性	40代	5年	10件
26	男性	60代	3年	12件
27	男性	70代	6年	5件
28	男性	40代	3年	17件
29	男性	60代	11年	23件
30	男性	60代	7年	5件
31	女性	30代	3年	14件
32	男性	50代	5年	15件
33	女性	60代	3年	5件
34	女性	40代	6年	20件
35	男性	30代	3年	8件
36	女性	50代	4年	17件
37	男性	60代	5年	21件
38	男性	50代	10年	17件
39	男性	40代	14年	10件
40	女性	60代	3年	11件
41	男性	60代	8年	11件
42	男性	60代	3年	20件
43	女性	60代	3年	5件
44	女性	60代	3年	7件
45	女性	60代	3年	12件
46	女性	50代	6年	16件

について伝え、データの扱い（録音・逐語記録・分析手順と方法・結果の公開・論文化）については文書および口頭で説明し、了解が得られた場合に承諾書に署名してもらいインタビューを実施した。

Ⅲ. 結果と考察

M-GTAでは分析プロセスに研究者である筆者の解釈を重視することから、ここではインタビューデータを分析した結果と考察を分けずに記述することとした。独立型社会福祉士46人のインタビューデータを分析した結果、16個の概念、4個のサブカテゴリー、3個のカテゴリーが生成された。本研究で明らかになったカテゴリー・サブカテゴリー・概念およびデータの一部を一覧を表2に表した。カテゴリーおよび概念に基づく全体のストーリーラインを描いた結果図をもとに、カテゴリー毎に概念の詳細を説明する。ストーリーラインを表す結果図は図1である。全体のストーリーラインを示した後、カテゴリーの詳細について述べる。以下、生成されたカテゴリーは【 】、サブカテゴリーは《 》、概念は〈 〉、調査協力者の語りであるデータは『 』で示し、また筆者による語りのデータの補足は（ ）で示す。

1. ストーリーライン

独立型社会福祉士は、【自律性が確保された活動環境】を背景に後見活動を行うことで、〈他職種との協働〉を媒介に《ソーシャルワーク機能の必要性の認識》と《社会福祉士の立場で活動する限界の認識》の循環から【後見活動でのソーシャルワークの必要性と限界の認識】を形成していた。そして、これらの認識は〈社会福祉士会へのコミットメント〉を媒介とした《ソーシャルワーク機能の発揮》と《法律行為に重点を置いた活動》の循環から【法律行為に関わるソーシャルワーク機能

表2 独立型社会福祉士による後見活動に関して生成した概念の一覧

カテゴリ	サブ カテゴリ	概念	定 義	データの一部
自律性が確保された活動環境		中立性	組織に所属しないことで関係機関の利害関係から離れ中立の立場で被後見人の意思を尊重した後見活動を行えること	「どこにも所属しないってことは、・・・どこに対してアドボケートするかは、遠慮がないからすっどできるっていうか、その環境は整っている」 「行政おかしやないかという形でガチンコに対応するところまでは行ってない。そこら辺は本人さんのことを思えばもっとガチンコにしてあげなアカンのかなっていう部分もあったりする」
		柔軟・即応性	被後見人のペースに応じて柔軟かつ即時的な対応ができるよう時間の余裕を確保し活動できること	「身上監護として関われる時間的な余裕だとか可動性の部分でやっぱり違う」 「どういう生活が幸せかどうかっていうのは、私が判断することではなくて、・・・本人の口から、語れるものなら語っていただく、それをじっくり聞く時間を取ることができるのが、独立。雇われていたらできない」
		継続性	申立相談支援から受任後の後見活動までシームレスな支援を行うこと	「一生涯（関わりが）続くわけですね、亡くなるまで（関わりが）続くというのは、違う。施設にいと、自分が異動したら終わってしまいます」 「障害については本当に長いスパンで関わっていかなくちゃならない」
		地域性	土地の理解を基盤に専門職の立場と住民の立場の双方からの多様なネットワークを形成し活動できること	「平日の昼間に（地域に）いることでその住民の感覚というんですか、自分自身も住民ですからそこを実感するっていうのは大きい」 「そこに住んでいる人の感覚を持つっていうのはとても大事」
後見活動でのソーシャルワーク機能の必要性と限界の認識	ソーシャルワーク機能の必要性の認識	声を聴く	被後見人の語りを丁寧に聴くこと	「その人は何がしたいのか、どういう希望があるのか、何に困っているのか、とにかく聞く」 「どうい生活が幸せかどうかっていうのは、私が判断することではなくて、・・・本人の口から、語れるものなら語っていただく、それをじっくり聞く時間を取ることができるのが、独立。雇われていたらできない」
		後見制度の限界	成年後見制度の枠の中では対応が困難な生活課題を認識すること	「死後対応って何にも後見業務の中で何も語られていない・・・行政の仕事だと思っただけでも、実際は行政はなかなか動いてくれない」 「民法上の中のことだけやっていけば確かに問題にはならないんですが、ただそれだけをやっていたら本人の意志をどう尊重したのかとかそういう所が見えてこない」
		地域課題の認識	被後見人の個別課題への対応のなかで地域社会の課題を認識すること	「後見活動をやっていると見えてくる課題は、普遍的なものだったりとか、地域全体の問題だったりとか、その制度の作り方の問題であったり」 「この人（被後見人）がどうして不利益になっちゃうのかを考えると個人的問題ではなく地域の社会資源の不足」 「地域資源の問題、仕組みの問題、それが直接当事者の不便さや困り事に繋がっている。」
	社会福祉士の立場で活動する限界の認識	他職種との協働	弁護士などの法律家との協働のなかで社会福祉士の専門性と法的知識の弱さを自覚すること	「そこ（後見活動）から気づきを得るのも、弁護士では気づかないことがいっぱいあると思う」 「（弁護士と）組んでやってくるうちに、身上監護は俺（弁護士）はできないって、はっきり認識したんですよ」 「能力（法的知識）的に不得意な部分や弁護士さんや司法書士さんをお願いします」
		サポート体制の弱さ	後見活動のサポートが乏しいなかで事実行為などの活動根拠に乏しい活動を躊躇すること	「誰も守ってくれないから、そこで言わない（代弁しない）っていう選択をしちゃう事は一番怖いこと」 「自分の体だけがね、もし私に何かあったら10何人の被後見人さんに迷惑を掛けます」 「独立であれば根拠が欲しいんですけどね、そもそも説明しにくい。何をしてるんですかって言われたら、即答できない」
		法的知識の弱さ	法的知識の弱さを自覚し、規定の範囲内で後見活動を行おうとすること	「社会福祉士がもっている法律を扱う弱さっていうか、（後見活動を）メインにもってこれない」 「やっぱり、社会福祉士がもっている法律を扱う弱さ」 「弁護士の視点ももたないと、やりすぎちゃう可能性が。社福士だと（被後見人に）近づきすぎ」
法律行為に関わるソーシャルワーク機能の発揮	ソーシャルワーク機能の発揮	アドボカシー	被後見人の権利、要求、主張を代弁するとともに、本人の意思が実現するよう地域社会へ働きかけること	「社会福祉士がもっている法律を扱う弱さっていうか、（後見活動を）メインにもってこれない」 「やっぱり、社会福祉士がもっている法律を扱う弱さ」 「弁護士の視点ももたないと、やりすぎちゃう可能性が。社福士だと（被後見人に）近づきすぎ」
		コーディネーション	被後見人と機関・施設等の社会資源や福祉関連制度をつなげサポートネットワークを形成すること	「（家裁は）法律家にしか頼まないことっていうのは決めている。ものすごいお金が多い方は社会福祉士には頼まないっていうことがある」 「家裁が社会福祉士という資格を一番かわかっていない。なんで社会福祉士はそう（財産管理はできない）なんだろうっていうことを言われる」
		ソーシャルアクション	後見人・ソーシャルワーカー・市民等の多様な視点から地域課題を認識し被後見人への個別支援から地域支援への連続性をもった支援を展開すること	「家裁もね、何か被後見人に財産がないとかちょっと困難な事例っていうのは簡単に社会福祉士って振ってくる」 「家裁も社会福祉士が身上監護だからって・・・、身上監護面だけの案件をまわされるから報酬も期待できない」 「本人に財産がないからそれを社会福祉士に受任しろというふうな無責任な申し立てを弁護士が再三振ってくる」
		社会福祉士会へのコミットメント	職能団体である社会福祉士会への関わりをおとして専門性の向上やサポートを受けられることができる環境を整備すること	「民法上の中のことだけやっていけば確かに問題にはならないんですが、ただそれだけをやっていたら本人の意志をどう尊重したのかが見えてこない」 「その人の権利だとか代弁するという立場を突き詰めていけばこれをきちんと外に働きかけていかなきゃ嘘だろうって」
法律行為に重点を置いた活動		リスク管理	後見活動が権利侵害にならないようバックアップ体制や活動評価を受ける体制をつくらうとすること	「皆さん（関係機関・組織）がどうい支援体制が組めるかなっていう所で悩んだので色々工夫をして」 「後見業務だけに特化してしまうと、一利用者の立場でしかないんですけども、関係機関との繋がりを持っていると、利用者であり利用者の代理人だけでなく改善に向けて上手く繋ぐことが出来る」 「関係機関との調整の力を社会福祉士に求められているのであれば、それに応えられるように動かないといけない」
		経営の安定化	後見報酬が低いため個人で受任する件数の増大に向け後見以外の業務を制限すること	「それを周りの専門職の人たちに伝えていくという仕事と、あとは、微力ではあっても、政策を変えていく」 「後見の範囲じゃなくて、今度は自宅に帰った時、地域でどうやって理解してもらうか」 「自分の中では後見活動というよりも後見活動には携わっているけど社会福祉士としてソーシャルアクション的な所から関わっている意識がすごくある」

ことは被後見人の意思の尊重に基づいた後見活動をより可能にしていると考えられる。

〈柔軟・即応性〉とは、被後見人のペースに応じて柔軟かつ即応的な対応ができるよう時間の余裕を確保し活動できることである。『身上監護として関われる時間的な余裕だとか可動性の部分でやっぱり違う』との語りから、身上監護には被後見人と関わる時間の確保が必要と認識し、時間的な余裕に加え被後見人の状況に応じて即応的な活動が伺える。また、『どういう生活が幸せかどうかというのは、私が判断することではなくて、・・・本人の口から、語れるものなら語っていただく、それをじっくり聞く時間を取ることができるのが、独立。雇われていたらできない』と被後見人の語りを聴くことによって意思を尊重した後見活動が行えると感じていると推察できる。岡崎（2005：23）は、「社会福祉士は大抵所属する組織の一員として機能し、利用者との関係も時間的に限定的なものであるが、成年後見人は自己決定の権限を預託された代理人として、一生涯に渡り、一貫した支援を行うものである点に職務上の役割に大きな違いがあることに留意する必要がある」と述べており、被後見人の人生に長く関わる後見活動は、被後見人の生き方を理解することが求められ、被後見人の語りを丁寧に聴く時間が不可欠である。

〈継続性〉とは、後見人等に選任される以前の関わりから後見活動までシームレスな支援を行えることである。『一生涯（関わりが）続くわけですよ、亡くなるまで（関わりが）続くというのは、違う。施設にいと、自分が異動したら終わってしまいます』と、勤務型社会福祉士の場合は、所属組織が提供するサービスの対象要件に該当しなくなったら支援を終えなければならない。独立型社会福祉士は、利用者の求めに応じてゆるやかに関係を継続することができる。これは、『障害については本当に長いスパンで関わっていかな

くちやならない』や『色んな方の生き方とか暮らし方とかを知っていいのか見せてもらうっていいのか聞かせてもらう』との語りから、継続して同じ地域で活動しているからこそ、かつての利用者が被後見人となったとき、被後見人になる以前の生活を踏まえた後見活動を行うことができると考えられる。

〈地域性〉とは、土地の理解を基盤に専門職の立場と住民の立場の双方からの多様なネットワークを形成し活動できることである。これは、『平日の昼間に（地域に）いることでその住民の感覚というんですか、自分自身も住民ですからそこを実感するっていうのは大きい』、『そこに住んでいる人の感覚を持つというのはとても大事』と後見人の立場やソーシャルワーカーの立場だけでなく、いち地域住民の立場からの地域理解が重要であり、かつ地域特有のインフォーマルなネットワークの活用が可能となっている。田村（2016：32）は、「地域で暮らすための課題が多様化あるいは深刻化していると言われる中で、既存組織ではなく地域の中の敷居の低い専門職として、社会資源として活用してもらう」必要があると述べており、地域の中で住民に身近な存在となることは後見活動を行う上でも必要である。

3. 【後見活動でのソーシャルワーク機能の必要性と社会福祉士の限界の認識】

【後見活動でのソーシャルワーク機能の必要性と社会福祉士の限界の認識】とは、後見活動を他職種との協働を媒介にして、後見活動において法律行為では対応が困難な本人の生活上の課題および制度や地域構造上の課題に対してソーシャルワーク機能を発揮する必要性と、後見活動を社会福祉士の立場で活動する中で認識した法的知識やサポートの弱さからくる社会的評価の低さなどの限界を理解することである。《ソーシャルワーク機能の必要性の認識》《社会福祉士の立場で活動す

る限界の認識》の2つのサブカテゴリーと〈他職種との協働〉の概念から構成されていた。サブカテゴリー間および概念間の関連は、【自律性が確保された活動環境】を背景とすることで〈他職種との協働〉を媒介として《ソーシャルワーク機能の必要性の認識》と《社会福祉士の立場で活動する限界の認識》を相互に行っていた。

1) 《ソーシャルワーク機能の必要性の認識》

《ソーシャルワーク機能の必要性の認識》とは、被後見人の〈声を聴く〉ことが被後見人を生活者として捉える契機となり、成年後見制度に規定された〈法律行為の限界〉と被後見人を抑圧する地域構造などの〈地域課題〉の発見をとおして、後見活動においてソーシャルワーク機能の必要性を認識することで、〈声を聴く〉〈後見制度の限界〉〈地域課題〉の3つの概念から構成されていた。概念間の関連は、被後見人の〈声を聴く〉が中軸となり〈後見制度の限界〉と〈地域課題〉に影響を与えていた。

〈声を聴く〉とは、被後見人の語りを丁寧に聴くことである。『やっぱりご本人の声を真摯に受け止めるっていうこと』、『その人は何がしたいのか、どういう希望があるのか、何に困っているのか、とにかく聞く』などの語りから、後見活動において「まず本人を『意思ある人』として認識することが（代弁の）出発点」（岩間 2008：93）としていることが伺える。また、『どういう生活が幸せかどうかっていうのは、私が判断することではなくて、・・・本人の口から、語れるものなら語っていただく、それをじっくり聞く時間を取ることができるのが、独立。雇われていたらできない』などの語りからは、被後見人の意思を語りから推察するため、語りを聴く時間を確保することを意識していることが伺える。鶴浦など（2005：3）は、「判断能力が不十分な人に接する援助者は、日常的に彼らの言動から本人の思いを理解することが求めら

れる」と被後見人の意思の尊重には言動（声）が不可欠である。

〈法律行為の限界〉とは、成年後見制度の枠の中では対応が困難な生活課題を認識することである。『弁護士さんみたいにただ単に契約で委任を受けて申し立てをしているんじゃないくて、私の場合はやっぱり家族さんの支援、もちろん本人さんの支援でもある』との語りからは、被後見人に家族や親族がいる場合には、その関係調整も活動の一部として認識していることが伺える。河端（2011：132）は、「本人の生活に良くも悪くも影響を与えており、その関係性をどのような視点にて捉えるのが、成年後見人のもっとも難しく、もっとも技量の問われる部分」と述べており、被後見人と家族の調整はソーシャルワークの活用が求められる部分といえる。また、『死後対応って何にも後見業務の中で何も謳われていない・・・行政の仕事だと思うんだけど、実際は行政はなかなか動いてくれない』との語りは、被後見人の死亡により後見が終了し、後見人には葬儀をする権限や義務もない中で、死後対応を担う社会資源が地域に存在しない場合には、自らが担うことへの困惑がみてとれる。

〈地域課題の認識〉とは、被後見人の個別課題への対応のなかで地域社会の課題を認識することである。『後見活動をやっていると見えてくる課題は、普遍的なものだったりとか、地域全体の問題だったりとか、その制度の作り方の問題であったり、すごく大きなことに繋がっていく話』、『この人（被後見人）がどうして不利益になってしまうのか、どうしてこういうふうになるのかを考えると個人の問題ではなく地域の社会資源の不足であったり』という語りから、被後見人という個への関わりを丁寧に行うなかで、被後見人の抱える課題が地域社会や利用する制度やサービスとの関係性に影響を与えていることを認識していることが考えられる。この〈地域課題

の認識)は「被後見人の『権利』を擁護するための『社会変革』の機能は、欠落したままでも良いものなのだろうかという素朴な疑問」(飯村 2015: 90)に向き合う契機となり後見活動をソーシャルワーカーの視点から捉える機会となっている。

2) 〈他職種との協働〉

〈他職種との協働〉とは、弁護士などの法律家との協働のなかで社会福祉士の専門性と法的知識の弱さを自覚することで、後見活動における《ソーシャルワーク機能の必要性の認識》と、後見人等として《社会福祉士の立場で活動する限界の認識》を相互に理解することである。『そこ(後見活動)から気づきを得るのも、弁護士では気づかないことがいっぱいあると思う』との語りからは、後見活動における弁護士や司法書士との協働や複数後見をとおして、法律家との視点や関わり方の違いを感じ、ソーシャルワーカーとして被後見人をアセスメントする必要性を認識していることが伺える。池田(2002: 53)は、「生活全体を見通し被後見人の福祉面を考える身上監護事項が重要となる」とし「多くのソーシャルワーカーは、生身の人間の生活にかかわって、法律のようにここからここまでは対象外というように線を引けることは現実には少ない」と述べている。社会福祉士は後見活動において本人を法律行為の対象となる被後見人として捉えるだけでなく、地域で生活する1人の人間という生活者として捉えることで、法律行為では対応が困難な生活者としての課題に対し、ソーシャルワーク機能の発揮が必要と認識していると考えられる。また、『(法律家は)身上監護できないって・・・はっきり認識した』という語りからは、身上監護にはソーシャルワークの視点や関わりが必要であることを認識していることも伺える。斎藤(2013: 41)が司法書士を例に「財産管理に比重があるという司法書士自身の認識もあり、特に福祉、介護などの場面におい

ては事実行為を自ら行うということはあまり無く、その分野での専門職に依頼する」とし、「被後見人が重度の認知症だと積極的にコミュニケーションは取らない」との指摘と一致しており、専門性の違いから後見業務において重点をおく業務が異なることを認識する機会となっていることが考えられる。社会福祉士が担う成年後見の特性について、司法書士や行政書士、弁護士にない視点で後見活動に取り組んでいるとし、それを対人援助の専門家との立場であるとする報告もある(河端 2011)。

3) 《社会福祉士の立場で活動する限界の認識》

《社会福祉士として後見活動を行う中で認識した限界》とは、後見活動をとおして不動産や相続に関する〈法的知識の弱さ〉や社会福祉士として後見活動を行う上での〈サポート体制の弱さ〉も加わり家庭裁判所をはじめ弁護士や司法書士から〈社会的評価の低さ〉を受けることである。概念間の関連は、〈法的知識の弱さ〉と〈サポート体制の弱さ〉から〈社会的評価の低さ〉が形成され〈後見報酬の低さ〉につながっていた。

〈サポート体制の弱さ〉とは、後見活動へのサポートが乏しいな事実行為などの活動根拠に乏しい活動を躊躇することである。『社会福祉士がもっている法律を扱う弱さ』との語りは、民法を十分に理解できていない中で社会福祉士が法律行為に加えてソーシャルワークを実践することに対する不安を感じていることが伺える。「後見人等」と「ソーシャルワーカー」の区別が曖昧な社会福祉士の場合には、自らが経営する事業所などのサービス利用を被後見人に薦めたり、実際に利用の契約を結ぶなどの利益相反・利益誘導のリスクも高くなる。このようなリスクに対して『そこ(後見活動)を検証できるような仕組みがないといかに頑張ってもその姿勢や態度で批判されてしまうと元も子もない』という

語りから、後見活動を行う上でのサポートや評価を継続的に受けることができる仕組みを必要としていることが伺える。

〈法的知識の弱さ〉とは、社会福祉士という専門職後見人として後見活動を行う上で、法的知識が弱いことを自覚することで、被後見人への権利侵害が発生しないよう法律で規定された範囲内で後見活動を行おうとすることである。『社会福祉士が持っている法律を扱う弱さっていうか、(後見活動を)メインをもってこれない』、『やっぱり、社会福祉士が持っている法律を扱う弱さ』と述べているように、専門職後見人として社会福祉士が後見活動を行うには、法的知識が十分ではないと感じていることが伺える。また、『弁護士の視点ももたないと、やりすぎちゃう可能性が。社福士だと(被後見人に)近づきすぎちゃう』と、社会福祉士はソーシャルワーカーとしての意識が強く働きすぎる場合に事実行為にあたる介助や家族間調整などを無自覚に行っていることが考えられる。

〈後見報酬の低さ〉は、〈社会的評価の低さ〉から社会福祉士として生活困窮者など財産が少ない(無い)案件を受任することが多く後見報酬額が少ない又は発生しないことである。判断能力の不十分な人の権利擁護として成年後見制度を活用する傾向が強まったことから、社会福祉士が受任する事案の場合は、虐待者自身が障害者であったり、生活困窮状態で虐待者が虐待という認識がない中で行政が介入し、成年後見人等が選任されることが少なくない(星野 2015)。『家裁もね、何か被後見人に財産がないとかちょっと困難な事例っていうのは簡単に社会福祉士って振ってくる』の語りからは、家庭裁判所が社会福祉士に家族間調整や多様な福祉関連機関との折衝を必要とする事案の受任を求めてくることに対し、社会福祉士の専門性が理解された嬉しさと単に資産がなく受任者が見つかりにくい事案の受任調整に使われているのではない

かといった葛藤を感じていることが伺える。また、『本人に財産がないからそれを社会福祉士に受任しろというふうな無責任な申し立てを弁護士が再三こっちへ振ってくる』という語りから、家庭裁判所や弁護士が社会福祉士の専門性への理解を深める一方で、後見報酬が発生しない資産が少ない(無い)事案や市町村長申立ての事案を受任することに戸惑いを感じていることが伺える。社会福祉士が受任する事案では、法律行為のみならず事実行為が必要となる緊急性が高い事案や、利用できる資源が乏しい事案などが多い。低所得者の場合においては、成年被後見人等が生活保護等の必要な社会保障制度を受けられる支援やインフォーマルな資源の調整・活用などの事実行為を担わざるを得ない。しかし、斎藤(2013:41)が「後見業務に費やした時間や労力、支援の困難性などは、報酬にはほとんど反映されていない」と述べているように、社会福祉士によるソーシャルワーク機能に関する活動は後見報酬に反映されていない現状が伺える。

4. 【法律行為に関わるソーシャルワーク機能の発揮】

【法律行為に関わるソーシャルワーク機能の発揮】とは、後見活動をとおして認識した被後見人の意思尊重に関する課題に対して、ソーシャルワーク機能を発揮することで、《ソーシャルワーク機能の発揮》《法律行為に限定した活動》の2つのサブカテゴリーと〈社会福祉士会へのコミットメント〉の概念から構成されていた。サブカテゴリー間および概念間の関連は、〈社会福祉士会へのコミットメント〉を媒介に《ソーシャルワーク機能の発揮》と《法律行為に重点を置いた活動》が循環するなか両者のバランスが図られていた。

1) 《ソーシャルワーク機能の発揮》

《ソーシャルワーク機能の発揮》は、〈アド

ボカシー)〈コーディネーション〉〈個と地域の一体的支援〉の3つの概念から構成されていた。概念間の関連は、〈アドボカシー〉を基盤として〈コーディネーション〉と〈ソーシャルアクション〉が発揮されていた。

〈アドボカシー〉とは、被後見人の権利、要求、主張を代弁するとともに、本人の意思が実現するよう地域社会へ働きかけることである。『民法上の中のことだけやっていれば確かに問題にはならないんですが、ただそれだけをやっていたら本人の意志をどう尊重したのかとかそういう所が見えてこない』、『その人の権利だとか代弁するという立場を突き詰めていけばこれをきちんと外に働きかけていかなきゃ嘘だろう、行政に働きかけていかなきゃ嘘だろうって』などの語りから、社会福祉士として後見活動を行う上でアドボカシーを中核に位置づけ、被後見人へのアドボカシーを代弁に限定せず、被後見人の自己実現に向けて必要な働きかけを地域社会に行っていることが分かる。鶴浦ら(2005:3)は「判断能力が不十分な人の代弁をする援助者には、彼らの言動や与えられた情報から本人を理解していく高度な専門的アプローチが必要となる」と述べている。独立型社会福祉士は、被後見人の声を丁寧に聴くことをとおして被後見人を生活者として捉えていることが伺える。

また、『権利とは何か、権利侵害を直接的に及ぼしているのはだれか、誰に対して、アドボケイトしなきゃいけないかを、しっかり自分の中でもつ必要があって、それがしっかりイメージできなければ駄目』という語りからは、後見人という強い権限を持つ活動に対しパターンリズムに陥らないよう常に活動を反省的に捉えようとしていることが伺える。これは岩間(2012:10-11)の「権利擁護のあり方について検討するにあたっては、『権利擁護とは何を擁護することなのか』という本質論を看過してはならない。その本質を意

識しないまま権利擁護活動に携わることは、形骸化した権利擁護に陥ったり、権利擁護のはずがいつの間にか権利侵害にすり替わってしまうことにもなりかねない」という指摘と一致する。

〈コーディネーション〉とは、被後見人と機関・施設等の社会資源や福祉関連制度をつなげサポートネットワークを形成することである。後見人等が被後見人等である本人の意思を尊重した日常生活を支援するためには、本人と援助関係を結んでニーズを把握し、適切なサービスへとつないでいくコーディネートの技術といったソーシャルワークの技術が必要となる(鶴浦 2011)。『皆さん(関係機関・組織)がどういう支援体制が組めるかなっていう所で悩んだので色々工夫をして』、『後見業務だけに特化してしまうと、一利用者の立場でしかないんですけども、関係機関との繋がりを持っていると、利用者であり利用者の代理人だけでなく改善に向けて上手く繋ぐことが出来る』との語りから、被後見人に必要な社会資源のコーディネーションを代理人の立場から行うことに加え、後見活動におけるコーディネーションをとおして地域ネットワークの強化も意識していることが分かる。

〈ソーシャルアクション〉とは、後見人・ソーシャルワーカー・市民等の多様な立場から被後見人の意思尊重を困難にしている地域課題を多面的に捉え、被後見人の意思が尊重される環境整備に向け、資源開発や制度拡充・見直しへの働きかけを行うことである。ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションは、「社会的に不利な立場に置かれている人々のニーズの充足と権利の実現を目的に、それらを可能にする法制度の創設や改廃等の社会構造の変革を目指し、国や地方自治体などの権限・権力保有者に直接働きかける一連の組織的かつ計画的活動およびその方法・技術」(高良 2017:183)とされ、対象となる課題やその対応は多岐にわたる。後見活動におけ

るソーシャルアクションは、あくまで被後見人の意思尊重に基づく活動であり、「クライアントの声を代弁する形でのソーシャルアクションの展開」（岩間 2011b：38）でなくてはならない。『後見活動をやっていると見えてくる課題ってというのは、すごく普遍的なものだったりとか、地域全体の問題だったりとか、その制度の作り方の問題であったり、もっとすごく大きなことに繋がっていく』、『後見の範囲じゃなくて、今度は自宅に帰った時、地域でどうやって理解してもらうか』と語りからは、被後見人を成年後見制度の枠だけで支えるのではなく、被後見人が地域生活を継続できるよう地域や制度への働きかけも行っていると考えられる。

星野（2015：29）は、「事実行為を担うということではなく、社会資源の発掘や創設に向けて、広い意味でのソーシャルアクションも求められている」と述べており、社会福祉士による後見活動をとおしたソーシャルワークとは身上監護を拡大解釈し、事実行為を広げることではなく、あくまで法律行為に関わるソーシャルワーク機能を織り込んでいくことであり、同時に事実行為にあたる活動を担うことができるソーシャルワーカーを地域に配置することが必要と考えられる。

4) 〈社会福祉士会へのコミットメント〉

成年後見人等は本人と家族や支援機関との間に立たざるを得ない場合がある。特に社会福祉士はソーシャルワーカーとして家族間調整を積極的に担う傾向もみられ、場合によっては本人の利益よりも家族や支援機関の利益を優先したり、双方の理解が得られずに孤立化することも起こり得る（星野 2015）。〈社会福祉士会へのコミットメント〉とは、職能団体である社会福祉士会とのコミットメントによって専門性の向上と活動評価を受けることで、『ソーシャルワーク機能の発揮』と『法律行為に重点を置いた活動』を循環的に理解し双方のバランスを図った後見活動を意識す

ることである。『社会福祉士が所属を持たずに活動をしていく時に拠り所となるのは職能団体』、『社会福祉士会の研修とかばあとなあ』の研修とかは大いに利用すべき・・・、その辺（研修の受講）の所でやっぱり（専門性を）深めていく作業が必要』と語っており、所属組織がないことによるリスクや専門性の向上には職能団体の活用が有効であると捉えていることが伺える。社会福祉士会や「権利擁護センターばあとなあ」は部分的業務独占として成年後見を捉え、後見人養成に職能団体としても力を入れ、成年後見活動という活動領域の拡大を図ってきた。成年後見人等が1人で問題を抱え込み、孤立しないよう重層的なバックアップ体制の仕組みをつくっていくことも、職能団体である社会福祉士会には求められる（星野 2015）。

3) 【法律行為に重点を置いた活動】

【法律行為に重点を置いた活動】とは、受任件数を増やし経営の安定化を図るとともに成年後見制度に規定された範囲を厳密に守ることで後見活動のリスクを回避することである。概念間の関連として〈経営の安定化〉と〈リスク管理〉の2つの概念は、経営の安定化を図ることはリスクの軽減につながり、リスクを管理することで事業の継続性を高めるといった相互に影響を与え合う関係にあった。

〈経営の安定化〉とは、後見報酬が低いため個人で受任する件数の増大に向け後見以外の業務を制限することである。『後見で食べていけるっていうのは数を持つ』、『自分の生活を考えると20件っていうふうにすると、やはり少し他の方にも理解してもらって報酬が見込める事件ばかり受任するというふうなことを考えないと（経営は）難しい』などの語りからは、後見報酬の低さや後見報酬が発生しない事案の受任に対して、受任件数を増やすことで対応を試みていることが伺える。

〈リスク管理〉とは、複数後見や法人後見などを取り入れることで透明性の確保、質の

担保および引き継ぎ体制を整えることでリスクの回避を行うことである。齋藤（2013：41）は、「社会福祉士による後見業務は身上監護の比重が大きく、またそれに伴う事実行為も少なからず行っている」とし、「現行の成年後見制度においては、身上監護の重視という新しい理念が必ずしも後見業務の枠組みにおいて明確になっていない」と述べており、いまだに後見業務における身上監護の位置づけが曖昧な状態にある。それは、『ひとりで作ってるからなんかあったときに怖いとかいうのがある。できたらNPOみたいなのかで法人後見みたいなのが受け入れるようなところが…緊急事態に受け皿みたいなものがあるといい』との語りからも伺える。

IV. 結 論

本研究では、自律性が確保された活動環境で社会福祉士が後見活動においてソーシャルワークの必要性をどのように認識し、法律行為に関わるソーシャルワーク機能を発揮しているのか独立型社会福祉士による成年後見活動の分析から明らかにすることを試みた。分析の結果、以下の3点が示唆された。

第1に、自律性が確保された活動環境は、後見活動におけるソーシャルワーク機能の必要性と、社会福祉士の限界の認識および法律行為に関わるソーシャルワーク機能の発揮を促進させていたことである。社会福祉士の多くは組織や機関に勤務しながら後見活動に従事することが多く、独立開業し業務として成年後見事務を遂行できる弁護士や司法書士に比べて、後見活動を行う時間の確保が困難な場合が多い（福田 2004）。勤務型社会福祉士の場合には、通常の業務の合間や休みなどに後見活動を行うことから、被後見人のペースに合わせた活動や丁寧な関係形成を行うことは容易ではないため受任件数も制限せざるを得ない。また、岡村（2013：2）は、「わが国

のソーシャルワーカーはほとんどが何らかの組織に所属しており、組織（あるいは経営者）の意向を無視してクライアントの利益を優先するという行為は、それが専門的な知見から、あるいは道義的に正当化される行為であったとしても、自らの職を失うことにつながりかねない」と述べており、勤務型社会福祉士はロイヤリティのジレンマからソーシャルワーク実践が制限を受ける活動環境に置かれてきたといえる。後見活動において社会福祉士に期待される虐待や低所得などの事案は、法律行為に関わるソーシャルワーク機能の発揮が期待される。自律性が確保された活動環境は、関係機関の利害関係から離れて被後見人の利益を第1とした後見活動を可能とし、被後見人の語りを丁寧に聴く時間の確保が可能となり、被後見人を地域で生きる1人の人間として包括的に捉えることにつながっていると考えられる。ソーシャルワーク機能の発揮にはアドボカシーの中核となる被後見人の「声」を聴くことが不可欠となる。この被後見人の「声」を丁寧に聴くことができる活動環境の保障は後見活動において重要である。

第2に、弁護士や司法書士など法律家との協働を媒介として、後見活動におけるソーシャルワーク機能の必要性と、社会福祉士の立場で活動する限界の双方が循環的に認識されていたことである。ソーシャルワーク専門職である社会福祉士が後見活動を行う上で、被後見人の財産保全に重点をおいた後見活動ではなく、被後見人が住み慣れた地域とその関係性のなかで生活を送れるよう地域社会へ働きかけていく後見活動が、社会福祉士として担うべき役割であると認識することが重要である。また、法律家との協働は法律知識の弱さを自覚する機会となっており、身上監護を拡大解釈し事実行為を安易に広げることへの危機意識を高めている。このような危機意識は、「法律行為に重点おいた活動」という形で表出

するが、これはリスクマネジメントの意識が高まった結果でもあったと考えられる。社会福祉士には後見活動を独自に解釈せず、民法に規定された法律行為を基本にソーシャルワーク機能を発揮するという意識が求められる。

第3に、法律行為に関わるソーシャルワーク機能の発揮には、社会福祉士の職能団体である社会福祉士会との強いコミットメントが重要であった。今後も増加が予想される虐待や低所得者に関する事案には、成年後見制度における法律行為に加え、多様な制度や社会資源の活用および開発といったソーシャルワーク機能の発揮が不可欠であり、このような案件で社会福祉士はソーシャルワーク専門職として専門性を発揮することが期待される。しかし、上山・菅（2013:5）が成年後見制度について「本来であれば成年者の自由な決定に任されるべき私的な領域に他者が介入するという点で、本質的に権利侵害の危険性を内在している」と述べていることから、後見活動において法律行為以外の活動は事実行為と捉えられるだけでなく、被後見人への権利侵害の危険性も指摘される。そのため、社会福祉士会と常に強い関わりを持ち、活動評価や専門性の向上に関する研修、サポートおよびバックアップを受ける環境のもとで後見活動を行うことが重要である。以上から、後見活動におけるソーシャルワーク実践では、ソーシャルワーク機能の発揮の基盤となるアドボカシーを媒介とすることで、法律行為を基本にソーシャルワーク機能を発揮し、被後見人の意思尊重と残存能力活用に向けた環境整備を行っていると考えられる。そして、中核概念となるアドボカシーが後見活動で機能するうえで「自律性が確保された活動環境」「他職種との協働」「社会福祉士会へのコミットメント」の3つの概念が重要であることがわかった。

最後に本研究で残された課題と今後の展望を述べたい。第1に法律行為に関わるソーシャ

ルワーク機能の中核概念となるアドボカシーとソーシャルワーク機能を構成するコーディネーションやソーシャルアクションとの概念間の関連については明らかにできていない。そのため、アドボカシーの発見・調整・介入・対決・変革の一連のプロセスとソーシャルワーク機能の共通点・相違点を検討する必要がある。第2は他職種との協働は法律家との違いへの気づきを契機にソーシャルワークの必要性和社会福祉士の限界を認識する重要な場面であった。しかし、本研究では社会福祉士が他職種との協働場面で認識した違いに限定されており、弁護士や司法書士が後見活動において被後見人をどのように捉えているかは明らかにできていない。今後は、弁護士や司法書士がどのように被後見人を捉えているのか、社会福祉士との比較検討を行う必要がある。第3に日本社会福祉士会のコミットメントは、法律行為とソーシャルワーク機能のバランスを図る機能を有していると考えられる。しかし、具体的にどのような研修や活動評価がその機能を有するかは検証されていないことから、日本社会福祉士会の研修や活動評価システムについて検討する必要がある。

本研究はJSPS科研費「独立型社会福祉士によるソーシャル・イノベーションに関する実証的研究」(25380760)の研究活動成果の一部である。

注

- 1) 鶴浦（2011）は、後見人等との連携・協働によって強化されるソーシャルワーク機能として、①援助関係の構築、②クライアント主体の援助、③医療・福祉サービスの活用、④希望・意向の明確化、⑤希望・意向の実現化、⑥権利侵害の防止、⑦権利回復の支援、⑧環境の変化の促進、⑨良好な相互作用関係の促進、⑩新たな生活環境の創造、に整理している。

文 献

- 秋山智久(1999)「権利擁護とソーシャルワーカーの果たす役割—アドボカシーを中心に(特集 社会福祉実践の新たな潮流—権利擁護の視点に立って)」『社会福祉研究』(75), 23-33
- 新井誠(1990)「禁治産者・準禁治産者制度から成年後見制度へ」『千葉大学社会文化科学研究科研究プロジェクト報告書』21, 1-5
- 馬場由香里(2006)「成年後見制度における第三者後見人の支援—ソーシャルワークの視点から」『九州社会福祉研究』31, 67-75
- 福島喜代子(1999)「成年後見制度におけるソーシャルワーカーの役割」『社会福祉学』39(2), 118-133
- 福田幸夫(2004)「成年後見制度とソーシャルワークの実践:後見活動における社会福祉士の役割に関する考察」『筑紫女学園大学紀要』16, 215-232
- 星野美子(2015)「社会福祉士会における後見人の職務のあり方に関する取組み(第11回学術大会 統一テーマ 後見人の職務:監督体制も含めて)」『成年後見法研究』12, 28-33
- 池田恵利子(2002)「ばあとなあ-設立経緯と意義、活動状況(特集2 成年後見制度の現在(いま))(第2部 成年後見制度はどう動いているか)」『法学セミナー』47(11), 51-53
- 池田恵利子(2007)「高齢者自立支援としての後見実践」『老年精神医学雑誌』18, 398-9
- 飯村史恵(2015)「ソーシャルワークの観点からみる成年後見制度の展望:障害者権利条約第12条で問われているもの」『立教大学コミュニティ福祉研究所紀要』3, 79-97
- 伊藤佳代子(2015)「独立型社会福祉士の開業システム構築に関する研究—弁護士へのインタビュー調査を通して—」『別府大学短期大学部紀要』34, 77-87
- 岩間伸之(2008)『支援困難事例へのアプローチ』メディカルレビュー社
- 岩間伸之(2011a)「成年後見制度と社会福祉—その接点から新たな可能性を探る」『大原社会問題研究所雑誌』627, 19-29
- 岩間伸之(2011b)「地域を基盤としたソーシャルワークの機能—地域包括支援センターにおけるローカルガバナンスへの視角」『地域福祉研究』36, 37-49
- 岩間伸之(2012)「『市民後見人』とは何か—権利擁護と地域福祉の新たな担い手—」『社会福祉研究』113, 9-16
- 岩崎香(2006)「成年後見制度とソーシャルワークにおける権利擁護(アドボカシー)(特集 成年後見制度と精神保健福祉士—時代の要請にかかわる)」『精神保健福祉』37(4), 374-378
- 岩田香織(2003)「成年後見制度とソーシャルワークの関連について」『静岡県立大学短期大学部研究紀要』17, 1-12
- 鎌田真理子(2000)「成年後見制度と権利擁護制度の考察:社会福祉士の役割と今後のあり方」『帯広大谷短期大学紀要』38, 149-159
- 河端啓吾(2011)「社会福祉士が担う成年後見の現状と特性」『関西福祉科学大学紀要』15, 123-133
- 木下康仁(2007)『ライブ講義M-GTA—実践的質的研究法 修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチのすべて』弘文堂
- 小柴住まゆ子(2013)「独立型社会福祉士の開業システム構築に向けた研究—開業臨床心理士へのインタビュー調査を通じて—」『同朋福祉』19, 1-26
- 高良麻子(2010a)「独立型社会福祉士の独自性と課題:独立型および既存組織所属社会福祉士に対する調査結果から」『東京学芸大学紀要』61, 203-13
- 高良麻子(2010b)「福祉政策にもとづく制度から排除された人々への支援」『社会福祉学』51(1), 3-16
- 高良麻子(2015)「社会福祉士によるソーシャル・アクションの体系的把握」『社会福祉学』56(2), 126-140
- 高良麻子(2017)『日本におけるソーシャルアクションの実践モデル—「制度からの排除」への対処—』中央法規出版
- 松津節子(1998)「最近の禁治産・準禁治産事件の現状(特集1 成年後見制度の立法課題)」『ジュリスト』1141, 80-87
- 長澤真由子(2012)「独立型社会福祉士の現状」『広島国際大学医療福祉学科紀要』8, 92-102
- 日本社会福祉士会独立型社会福祉士研修委員会(2006)『独立型社会福祉士養成研修テキスト』日本社会福祉士会, 3-27
- 日本社会福祉士会(2013)「成年後見制度とその運用の改善に関する意見(特集 成年後見制度は機能しているか)」『月刊ゆたかなくらし』370, 33-9
- 日本社会福祉士会(2016)「ばあとなあ受任状況

- (2016年2月報告)『日本社会福祉士会ニュース2016年11月』, 10
- 最高裁判所事務総局家庭局 (2001)「成年後見関係事件の概況—平成12年4月～平成13年3月」
- 最高裁判所事務総局家庭局 (2003)「成年後見関係事件の概況—平成14年4月～平成15年3月」
- 最高裁判所事務総局家庭局 (2017)「成年後見関係事件の概況—平成28年1月～平成28年12月」
- 小川幸裕 (2008)「独立型社会福祉士に関する仮説的研究—社会福祉士が独立を選択する過程にみる「援助観」形成プロセス—」『弘前学院大学社会福祉学部研究紀要』8, 11-17
- 小川幸裕 (2013)「独立型社会福祉士の事業形態にみる実態と課題」『弘前学院大学社会福祉学部研究紀要』13, 1-14
- 小川幸裕 (2015)「独立型社会福祉士における活動領域とソーシャルイノベーションの可能性」『弘前学院大学社会福祉学部研究紀要』15, 21-9
- 小川幸裕 (2017)「独立型社会福祉士におけるソーシャル・アクションの実践環境の検討」『弘前学院大学社会福祉学部研究紀要』17, 1-20.
- 小賀野晶一・公益社団法人東京社会福祉士会編 (2013)『社会福祉士がつくる身上監護ハンドブック2013』民事法研究会
- 岡村ゆかり (2013)「ソーシャルワーカーによるアドボカシー実践の正当化の可能性:ポストモダンのアプローチの浸透とその意味」『社会福祉研究所報』(41), 1-14
- 岡崎利治 (2005)「社会福祉士が権利擁護に果たす役割」『九州保健福祉大学研究紀要』6, 19-26
- 小野義美 (2014)「成年後見制度の現状と課題:施行14年の検証」『熊本ロージャーナル』9, 17-34
- 太田義弘・安井理夫・小柴住まゆ子 (2010)「高度専門職としてのソーシャルワーク実践の役割と課題」『関西福祉科学大学紀要』13, 1-18
- 齋藤友子 (2013)「社会福祉士の成年後見業務に関する考察—社会福祉士後見人の業務の特徴と報酬—」『社会福祉士』20, 34-42
- 高木博史 (2011)「地域福祉における独立型社会福祉士事務所の意義と課題」『立正社会福祉研究』13 (1), 47-53
- 田村満子 (2016)「独立型社会福祉士の地域における活動の現状と課題」『社会福祉研究』125, 26-33
- 床谷文雄 (2001)「成年後見制度の仕組みと課題(社会福祉法の成立と21世紀の社会福祉)」『別冊発達』25, 52-61
- 鵜浦直子・岩間伸之・山懸文治 (2005)「ソーシャルワークの特質からみた代弁のあり方に関する研究:判断能力が不十分な人を代弁するための分析枠組みの検討」『生活科学研究誌』4, 1-9
- 鵜浦直子 (2009)「ソーシャルワーク実践における成年後見制度の活用の可能性—ソーシャルワークの機能強化に向けた活用のあり方に焦点を当てて」『ソーシャルワーク研究』35 (2), 137-143
- 鵜浦直子 (2011)「ソーシャルワークの機能強化に向けた後見人等との連携・協働に関する研究:成年後見制度を活用したソーシャルワーク実践の分析から」『社会福祉学』51 (4), 31-42
- 鵜浦直子 (2013)「ソーシャルワーク実践における予防的アプローチとしての成年後見制度の活用:権利侵害の発生を未然に防ぐために(特集 ソーシャルワーク実践におけるリスク対応と予防的アプローチ)」『ソーシャルワーク研究』39 (2), 120-126
- 上山泰 (2000)『成年後見と身上配慮』筒井書房
- 上山泰・菅富美枝 (2013)「成年後見制度の理念的再検討—イギリス・ドイツとの比較を踏まえて—」法政大学大原社会問題研究所・菅富美枝『成年後見制度の新たなグラウンド・デザイン』法政大学出版局
- 若杉芳博 (2005)「社会福祉専門職と複数後見についての一考察」『日本産業経済学会産業経済研究』5, 52-65
- 吉川好昭 (2013)「家庭裁判所の実務の理解」日本社会福祉士会『権利擁護と成年後見実践〔第2版〕～社会福祉士のための成年後見入門～』民事研究会

